

ドローン（ラジコンヘリ含む）は 公園内で使用できません

ドローンやラジコンヘリ等を公園内で
飛ばさないでください。

○他の公園利用者の迷惑となり、ケガを
させる恐れがあります。

○公園施設を破損する恐れがあります。

千葉県立都市公園条例（昭和35年4月1日条例第14号）抜粋
（行為の禁止）

第六条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 ～ 八 省略

九 前号に掲げるもののほか、都市公園の公衆の利用を妨げる行為を
すること。

イベント等でドローンやラジコンヘリ等を使用する場合は、許可
が必要です。

お問い合わせ先

千葉県千葉土木事務所 管理用地課

連絡先 043-242-6106

青葉の森公園

指定管理者

連絡先 043-208-1500